

費用負担等に係る基本協定書（別紙）（案）

新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）に関し、令和 年 月 日に締結した「費用負担等に係る基本協定書（以下「協定」という。）」の規定に基づき、別に定めるとされた事項等について、次のとおり定める。

（負担割合）

交付金・交付税措置

不可抗力による増額

第1条 協定第2条第2項及び第3条第2項の負担割合は、次の表のとおりとする。

項目	宮代町の負担割合
協定第2条第2項の国交付金等並びに 協定第1条第1号及び第3号に係る協定第3条第2項の増額分（建設等に係る費用）	<u>21.4パーセント</u> (令和4年度の久喜宮代衛生組合の負担金算出の割合)
協定第1条第2号に係る協定第3条第2項の増額分 (維持管理に係る費用)	全体の <u>10パーセント</u> を久喜市及び宮代町で均等に按分した割合、並びに <u>90パーセント</u> を久喜市及び宮代町のごみ処理量の総量のうち宮代町のごみ処理量の割合で按分した割合の合計

施設本体・インフラ施設の建設費に対する
①交付金・交付税措置の割合
②不可抗力による増額の場合の負担割合

新ごみ処理施設運営費の不可抗力による増額の場合の負担割合

2 前項のごみ処理量は、次条第1項の規定を適用する。

（ごみ処理量等）

運営費の算出で使用するごみ処理量

第2条 協定第2条第3項のごみ処理量等は、次の表のとおりとする。

ごみ処理量	事業者の請求に基づき久喜市が支出する年度ごとの <u>前々年度のごみ処理量（確定値）</u>
-------	--

新ごみ処理施設運営費を算出する際のごみ量

運営費の年度ごとの見直し

新ごみ処理施設の運營業務委託契約書

2 協定第2条第3項の規定による見直しは、協定第3条第2項第2号に規定する契約書の規定により、事業者からの請求に基づき久喜市が支出する年度ごとの費用に、次の表の負担割合を乗じる方法により行うものとする。

負担割合	全体の <u>10パーセント</u> を久喜市及び宮代町で均等に按分した割合、並びに <u>90パーセント</u> を第1項に規定する久喜市及び宮代町のごみ処理量の総量のうち宮代町のごみ処理量の割合で按分した割合の合計
------	---

新ごみ処理施設運営費を算出する際の負担割合